

【新設】（海外投資等損失準備金の取扱いの準用）

55 の 2-6 中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）の額の益金算入等については、55-18 の取扱いに準じて取り扱うものとする。

【解説】

- 1 中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときは、当該事業年度終了の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することとされている（措法 55 の 2 ⑤）。

本通達は、ここでいう青色申告書を提出できる者でない場合について、措置法通達 55-18《青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の海外投資等損失準備金の取崩し》の取扱いに準じて取り扱うことを明らかにしたものである。

- 2 具体的には、措置法第 55 条の 2 第 5 項に規定する「当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき」には、当該法人が次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に掲げる事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときがこれに含まれる。ただし、法人がそれぞれ次に掲げる事業年度（(1)の事業年度を除く。）につき、法人税法第 122 条第 2 項第 5 号、第 6 号又は第 8 号に規定する提出期限までに同条第 1 項の青色申告書の提出の承認申請を行い、当該事業年度につき同法第 121 条に規定する青色申告に係る承認を受けた場合には、措置法第 55 条の 2 第 5 項の規定の適用はないことに留意する必要がある。

- (1) 法人税法第 4 条の 5 第 1 項の規定により法人税法第 4 条の 2 の承認を取り消された場合 最後の連結事業年度の翌事業年度
- (2) 法人税法第 4 条の 5 第 2 項の規定により法人税法第 4 条の 2 の承認を取り消された場合 最後の連結事業年度の翌事業年度
- (3) 法人税法第 4 条の 5 第 3 項の承認を受けた場合 最後の連結事業年度の翌事業年度

- 3 本通達は単体申告に固有の取扱いである。